

埼玉連理 第 37 号
令和 2 年 11 月 25 日

埼玉県弓道連盟
各支部長・各道場責任者各位

埼玉県弓道連盟
会長 本橋民夫
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう
各支部・各道場での事業・稽古について（通知）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて昨今、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が急速に増加しています。埼玉県でも連日 100 名を超す新規感染者が報告されています。こうした状況に鑑み、埼玉県弓道連盟では埼玉連主催の講習会・国体選手育成会・各種会議等を延期・中止することとし、すでにご連絡致しました。

各支部・各道場におきましても、会員の安全・安心を第一に考え、今後の事業実施・会員の稽古において以下のように対応していただきたくお願い申し上げます。

1 日常の稽古のあり方について

- ① 稽古のあり方を見直し、練習方法を改めて会員に徹底すること
- ② 安全・安心な稽古が行えないと考えられる場合には、一時、稽古を中止・自粛することとも考えること
- ③ 稽古のあり方を考えるにあたっては「道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅣ（201125）」（本通知の配付資料）を参照すること

2 各支部・各道場での事業実施について

- ① 「ガイドラインⅣ」では各支部・各道場での事業実施は各地域の感染状況等を考慮しながら各支部・各道場で実施の可否を判断するとしていますが、感染拡大の状況に鑑み、極力中止、または規模縮小等の措置をとること
- ② 支部長は支部内の状況を集約し、支部内で情報を共有すること
- ③ 支部長は支部事業について、別紙「10 月以降の支部事業」に加筆訂正を行い、埼玉連理事長宛にメールで送付すること（情報は県内で共有します）
- ④ 今後は、状況の変化にともない出される埼玉連からの通知に基づき事業実施の可否を判断すること

3 配付資料

- ① 道場開館にともなう弓道稽古のガイドラインⅣ（201125）（各種手引きが添付されています）
- ② 10 月以降の支部事業（加筆・訂正の上、提出して下さい）

4 連絡先

埼玉県弓道連盟 理事長 平野博幸
090-8100-3963
hiroyuki.h01200@m3.dion.ne.jp

以上